

国内クレジット（CDM）制度詳細案に対する意見提出様式

1. 意見提出者 連絡先

会社名及び団体名	国内クレジット推進協議会 代表
所属	—
氏名	中村利雄、小島康壽 (事務取扱：財団法人 日本経済研究所 五十嵐 誠)
会社及び団体所在地	東京都千代田区神田駿河台 3-3-4 事務局 財団法人 日本経済研究所 内
電話番号	03-5280-6283 (事務局 財団法人 日本経済研究所)
メールアドレス	info@jcdm.org

2. 提出意見内容

該当箇所 (対象資料名、ページ、 タイトル、行数等)	意見内容
運営規則(案) 1 頁 第 1 章 2. 基本方針 破線枠内の 3 行目及び 10～11 行目	<p>本制度の基本方針として、「自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組みを構築し」「既存の関連制度(地球温暖化対策推進法の算定・報告・公表制度や省エネルギー法の定期報告制度)との連携・整合性のとれた制度とする」と記載されているところ、本制度が自主行動計画等の目標達成のために活用されることは明確であります。温対法及び省エネ法上での位置づけについては曖昧さが残ります。本制度を通じた温室効果ガスの削減は温対法及び省エネ法の算定報告等にも活用できるよう、制度上の明確化をお願いします。</p> <p>また、運営規則(案)では、本制度と、政府が今秋に行うこととしている排出量取引の試行的実施(統合市場)との関係が不明確ですので、併せて、本制度によるクレジットが京メカクレジットと同等のものであることを明示する等、制度上の明確化をお願いします。</p>
運営規則(案) 1 頁 第 1 章 2. 基本方針 破線枠内の 12～14 行目	<p>「本制度の運用に当たっては、中小企業等がこの仕組みの下で得られる収入のみでは事業が成立しない場合に限り、設備導入補助等既存の中小企業支援策を最小限受けることができるようにする。」とありますが、併せて中小企業等が本制度を利用しやすいよう、クレジットの審査費用に対する補助や、温室効果ガス削減対策のための支援措置(中小企業等への設備導入補助、信用補完等)の具体化をお願いします。</p>

<p>運営規則(案) 1 頁 第 1 章 2. 基本方針 記載のない事項：本制度の対象範囲の拡大について</p>	<p>排出削減方法論(案)で定められているものは、現状、ボイラー更新や工業炉の更新、空調設備の更新、照明等の更新といった省エネ・新エネ対策、燃料転換等の分野に限られています。これらの分野に加え、今後の課題として、バイオ燃料、バイオマス、森林吸収源、民生部門における製品クレジットなどについても対象となるよう、温室効果ガスの排出削減の拡大をさらに図るため、範囲の拡大を検討することを運営規則(案)の基本方針に盛り込むことをお願いします。</p>
<p>運営規則(案) 4 頁 【追加性】 申請様式(案) 15 頁 5.8 追加性に関する情報</p>	<p>運営規則(案)4 頁の【追加性】の定義については、その意味するところが不明です（特に「・・・が実施されないことに基づく性状」）。【追加性】の定義については、中小企業等の設備投資や事業運営等の実態を踏まえ、「追加的な対策を講ずることにより、排出削減が追加的になされるもの」と定義するようお願いします。</p> <p>また、申請様式(案)において、追加性に関する情報として、①法的な要請に基づくものなのか、③補助金の利用、④投資回収、⑤その他の障壁 の記載を求めています。これら 4 項目については本制度の運用との関係が不明であり、削除をお願いします。</p>
<p>運営規則(案) 11 頁 第 4 章 第 2 節 2. 排出削減事業の承認手続 (1) 排出削減事業計画の作成 ②</p>	<p>「排出削減事業計画の申請に当たっては、排出削減事業共同実施者及び国内クレジット保有予定者の名称も併せて記載することとする」とありますが、本制度の対象となる排出削減プロジェクトを促進するためには、大企業等との協働プロジェクトであるか否かを問わず中小企業等の温室効果ガスの排出削減に効果のあるすべての事業を対象とすべきであり、共同実施者・クレジット保有予定者が不存在又は未定であるものも含めすべて認めるような表現に変更するようお願いします。</p>
<p>運営規則(案) 12～13 頁 第 5 章 国内クレジットの認証</p>	<p>審査機関・審査員による審査に要する費用については、可能な限り中小企業等の負担を軽減し、過大な費用を請求されることを防止する観点から、標準価格を公表する等の措置を講ずるようお願いします。</p> <p>また、審査費用については、中小企業等の実態を踏まえ、適切な補助がなされるようお願いします。</p>
<p>運営規則(案) 13 頁 第 6 章 2. 国内クレジットの保有者の変更</p>	<p>本制度が機能して中小企業等の排出削減事業が促進されるためには、そのインセンティブとなる取引が円滑に行われるような仲介等なんらかのクレジットの流通の仕組みが必要と考えられます。運営規則(案)では、発行されたクレジットの移転についての取扱いを排出削減事業共同実施者への移転のみを想定しているように見受けられますが、実際の運用の円滑化のためには仲介等の事業者への移転も不可欠であると考えられますので、そうした移転も可能となるよう、運営規則(案)及</p>

	<p>び申請様式(案)での明確化をお願いします。</p> <p>また、国内クレジットの取引については、これが本制度の趣旨と離れていわゆる「マネーゲーム」に巻き込まれることのないよう、政府においてクレジットの「移転・償却・取消申請」の仕組みを活用するなどして(たとえば、必要以上に頻繁な移転をチェックするなど)、これを防止するようお願いします。</p>
<p>運営規則(案)</p> <p>記載のない事項：クレジットの価格について</p>	<p>クレジットの価格は、基本的には当事者間の自由な取引のなかでプロジェクト毎に自由に設定されるべきであると考えますが、取引の主体が中小企業等であることに鑑み、気配値等の参考価格を提供する等、事業者に対する何らかの情報提供をお願いします。</p>
<p>申請様式(案)</p> <p>5～17 頁</p> <p>排出削減事業計画</p> <p>21～32 頁</p> <p>排出削減実績報告書</p>	<p>排出削減事業計画及び排出削減実績報告書ともに、多岐にわたる項目の記載を必要とされていますが、制度の正確性、公平性等を担保することは重要であるものの、他方、中小企業等の負担を軽減し、実効性のある仕組みにすることも重要であると考えます。こうした観点から、中小企業等にとって分かりにくい記載事項(例えば、申請様式(案)P15 最終行 6.8.4 に「その他障壁に関する情報」とありますが、「障壁」が京メカ CDM における専門用語であり分かりにくい)の削減や簡素化(例えば申請様式(案)P9 に記載を求められている「直近の法定検査受審日」の記載の必要性が不明)をお願いします。</p> <p>また、運営規則(案)P.7 欄外に「小規模の排出削減事業」とある部分の「小規模」についての定義を明確にするようお願いします。</p>
<p>申請様式(案)</p> <p>11 頁</p> <p>排出削減事業計画</p> <p>2.4 (備考)</p>	<p>「設備導入又は更新以外の手法・技術等による排出削減方法」を(備考)とし、「設備導入又は更新」よりあたかも劣後する方策として位置づけていますが、これは温室効果ガス排出の削減という目的からは同列に扱うべきものと考えますので、記載様式においても同等のものとして扱うようお願いします。</p>
<p>申請様式(案)</p> <p>16 頁</p> <p>排出削減事業計画</p> <p>6. モニタリング方法の詳細</p> <p>32 頁</p> <p>排出削減実績報告書</p> <p>7. モニタリング方法の詳細</p>	<p>モニタリングについては、排出削減事業者の負担を軽減する必要があることから、モニタリングに記載する燃料等の数値については、エネルギー提供事業者や省エネサービス事業者等から提供される証憑類の数値等を記載すれば足り、排出削減事業者がモニタリングのために計測機器等を新たに設置し、自らモニターするなどの必要がないことを明確にするようお願いします。</p>

排出削減方法論(案) 全般	排出削減方法論の個別認証は、中小企業等にとっては経済的にも時間的にも大変な負担となるため、できるだけ事業者の負担を軽減し、本制度の利用を促進する観点から、公表された7つ以外にも、冷凍機等典型的なものについては予め提示するようお願いします。
------------------	---